

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間

処分の名称		クリーニング所の使用前の検査
根拠法令及び条項		・クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条の2
審査基準	法令の基準	・クリーニング業法第3条第2項及び第3項 ・枚方市クリーニング業法施行条例（平成25年枚方市条例第35号）第3条
	具体的基準	「法令の基準」に判断基準が言い尽くされている。
	参考事項	
標準処理期間	標準処理期間	・総日数 10日間 ただし、次の期間は含まれない。 (1) 補正・訂正に要した期間及び返却期間 (2) 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 (3) 申請者の責により基準確認等が不能な期間 (4) 本市の勤務を要しない日の日数
	特記事項	
備考		